

小学校及び中学校入学援助金・母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金
受給資格確認フローチャート

○住所確認

令和6年3月31日時点で船橋市に住民登録のうえ、現在も船橋市に居住している。

該当

○児童の年齢確認

・中学校卒業
H20年4月2日
～H21年4月1日生

・小学校入学
H29年4月2日～H30年4月1日生
・中学校入学
H23年4月2日～H24年4月1日生

該当

○要件確認

保護者が児童と同居しており、下記①～③のいずれかに該当

- ① 市町村民税所得割が非課税の世帯（目安として、子ども医療費助成受給券の自己負担金額が無料の方は可能性あり。）
- ② 児童扶養手当受給世帯（全部支給停止の方は除く）
- ③ 世帯員の所得が236万円未満（扶養0人の場合。1人増えるごとに38万円加算。）（※控除額によるので目安）で、かつ、下記ア～ウのいずれかを受けている
（ア） 市民税・国民健康保険料・介護保険料等の減免又は支払猶予
（イ） 生活福祉資金の貸付
（ウ） 母子父子福祉資金の貸付

非該当

○世帯状況

- ・次のいずれかに該当
- ① 母子家庭、父子家庭（事実婚に該当する場合は対象外です。）
 - ② 父母がおらず、または父母が児童を監護せず、祖父母等が児童を養育する家庭

該当

該当

母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金の対象

小学校及び中学校入学援助金の対象

※該当児童が複数おり、児童によって援助金、祝金の対象が異なる場合は、祝金にまとめてご申請ください。